

○農林水産省告示第四百二十六号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十一日農林水産省告示第四百二十四号）の一部を次のように改正し、同法第十條第一項の規定に基づき公示する。
平成十六年七月二十三日
農林水産大臣 亀井 善之

第三条の表一括表示事項の項の1の(5)中(即勵殆特許期限)を削り、同表示の方法の項の1の(5)中(即勵殆特許期限)を削り、砂糖向糖の開かれたいない製法が表示された保存方法に従つて保存された場合に、その製法として期待されるすべての即勵特許を十分保持しうるに認められる期限をいう。を「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての即勵の特許が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を越えた場合であつても、これらの即勵が保持されていることがあるものとする。」に改め、同(5)の「ア及びイ中(即勵殆特許期限)」を削る。
別記様式の備考中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9中「8」を「7」に改め、9を8とし、10を9とし、11を10とする。

附則
(施行期日)
1 この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 平成十七年七月三十一日までに行われる食用精製加工油脂の格付については、この告示による改正前の食用精製加工油脂の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第四百二十七号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和五十五年二月二十五日農林水産省告示第一百八号）の一部を次のように改正し、同法第十條第一項の規定に基づき公示する。
平成十六年七月二十三日
農林水産大臣 亀井 善之

第三条の表一括表示事項の項の1の(5)中(即勵殆特許期限)を削り、同表示の方法の項の1の(5)中(即勵殆特許期限)を削り、「砂糖向糖の開かれたいない製法が表示された保存方法に従つて保存された場合に、その製法として期待されるすべての即勵特許を十分保持しうるに認められる期限をいう。を「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての即勵の特許が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を越えた場合であつても、これらの即勵が保持されていることがあるものとする。」に改め、

第四条の表一括表示事項の項の1の(6)中(即勵殆特許期限)を削り、同表示の方法の項の1の(6)中(即勵殆特許期限)を削る。
別記様式の備考中7を削り、8を7とし、9を8とし、10中「9」を「8」に改め、10を9とし、11を10とし、12を11とする。

附則
(施行期日)
1 この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 平成十七年七月三十一日までに行われる異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の格付については、この告示による改正前の異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第四百二十八号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格（平成二十年十月三十日農林水産省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、同法第十條第一項の規定に基づき公示する。
平成十六年七月二十三日
農林水産大臣 亀井 善之

第三条の表一括表示事項の項の1の(4)中(即勵殆特許期限)を削り、同表示の方法の項の1の(4)中(即勵殆特許期限)を削り、「砂糖向糖の開かれたいない製法が表示された保存方法に従つて保存された場合に、その製法として期待されるすべての即勵特許を十分保持しうるに認められる期限をいう。を「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての即勵の特許が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を越えた場合であつても、これらの即勵が保持されていることがあるものとする。」に改め、

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第千三百五号）の一部を次のように改正し、同法第十條第一項の規定に基づき公示する。
平成十六年七月二十三日
農林水産大臣 亀井 善之

第四条第一項の表一括表示事項の項の1の(8)中(即勵殆特許期限)を削り、同表示の方法の項の1の(8)中(即勵殆特許期限)を削る。
別記様式の備考中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10中「6」を「8」に改め、10を9とし、11を10とし、12を11とする。

○国土交通省告示第八百十二号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、同法第七條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十六年七月二十三日から三十日間中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成十六年七月二十三日
国土交通大臣 石原 伸晃

附則
(施行期日)
1 この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 平成十七年七月三十一日までに行われる農産物缶詰及び農産物瓶詰の格付については、この告示による改正前の農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の規定の例によることができる。

○特許庁告示第六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第三十四号）第八十條第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。
平成十六年七月二十三日
特許庁長官 小川 洋

Table with 2 columns: 水産物 (Aquatic Products) and 所在地 (Location). Includes items like 船員及小型船舶操縦者法施行規則 (Crew and Small Vessel Operator Regulations) and 船隻 (Vessels).

Table with 2 columns: 路線名 (Route Name) and 供用開始の期日 (Start Date of Use). Lists routes like 近畿自動車道 (Kansai Expressway) and 名古屋屋敷線 (Nagoya Yashiki Line).